

【ごみ一般】

Q1:なぜごみを分別しなければならないのですか？

A1:ごみを分別せずに出すと、リサイクルできたはずの資源まで有効活用されないまま燃やされたり埋め立てられたりしてしまいます。また、分別をすることで限りある資源を生かすことができるだけでなく、ごみの量を減らすことができるため、埋め立て地の延命にもつながります。

Q2:なぜリサイクルを推進することが必要なのですか？

A2:現在の日本は、資源の多くを外国に依存しています。原材料の調達に国外の影響を受けるだけでなく、これまでの使い捨ては資源の枯渇を早めることになります。使えるものは何度でも使用し、資源を有効に活用するために、リサイクルに取り組む必要があります。

Q3:喜多方市のごみ処理の流れはどうなっていますか？

A3:集積所に出されたごみは、委託業者が回収し、喜多方市山都町にある「環境センター山都工場」で中間処理(焼却、資源選別など)を行います。焼却灰などは、喜多方市慶徳町の「羽山最終処分場」に埋め立て処分されます。

Q4:分別ポスターや収集カレンダーは、どこで手に入りますか？

A4:本庁市民生活課窓口及び各総合支所住民課窓口に備え付けてあります。なお、ホームページにも日程表と分別について掲載しています。

Q5:集積所に出すときに市指定のごみ袋に入れるのはなぜですか？

A5:分別の徹底、収集効率の大幅な向上、内容物の確認など多くのメリットがあるためです。

Q6:市指定のごみ袋を必ず使わなければいけませんか？

A6:平成 25 年 12 月から、従来の指定ごみ袋以外にも、一定の条件に合うものを使用できるとしました。

(燃やせるごみ)

- ・袋の大きさが 10 リットル以上、45 リットル以下
- ・透明の市販のポリエチレン等の袋。
- ・半透明でも可。ただし従来の指定ごみ袋と同じ位中が見え、分別違反を容易に識別できること。

- ・袋の強度は従来の指定袋と同程度以上であること。
 - ・レジ袋は使用不可。(市が削減を推奨しているため)
- (プラスチック製容器包装)
- ・袋の大きさが 30 リットル以上、45 リットル以下
 - ・透明の市販のポリエチレン等の袋。
 - ・半透明の袋は使用不可。
 - ・レジ袋は使用不可。(市が削減を推奨しているため)
- ※なお、「燃やせないごみ」は市指定のごみ袋のみ。

Q7: 自家用の焼却炉などで、ごみを燃やせますか？

A7: 現在の法律では、家庭でのごみ焼却は禁止されています。焼却によりダイオキシン類の発生も予想されますので、「燃やせるごみ」として出してください。

Q8: アパートの住人は出入りが多く、ごみの分別などで周知徹底ができないため度々トラブルになっています。家主の責任により対応すべきと思いますが、どうしたらいいですか？

A8: アパートについては、基本的に家主さんに責任を持って管理していただく必要があります。なお、市としてもチラシ配布などにより周知徹底を図ってまいります。

Q9: トレイやパックは、スーパーの店頭回収に出すようにしています。スーパーなどはなぜこのような取組をしているのですか？

A9: 容器包装リサイクル法により、小売店もリサイクルを推進しています。また、過剰包装によるごみ排出をできるだけ避けるために、包装していない物も置いてあるので、そうした物を購入することにより環境負荷の低減につながります。

Q10: 事業活動によって発生したごみは、どのようにすればいいですか？

A10: 飲食店や商店、工場などから出るごみは、すべて事業系のごみとなります。市では家庭から出たごみのみを収集しているため、廃棄物の収集運搬許可業者に依頼するか、事業系一般廃棄物に該当するもの(産業廃棄物は対象外)は「環境センター山都工場」へ直接搬入(有料)してください。